

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 63 第1四半期決算における留意事項

今回は3月決算を前提とした第1四半期決算における留意事項として、改正会計基準等の適用時期について改めて解説します。

1. 退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号）

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の定め（第16項から第21項）並びに特別損益における表示の定め（第28項ただし書き）について、平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用されます（第35項）。

ただし、これらの定めを適用することが実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することも認められています。

なお、本会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、期首の利益剰余金に加減することとされています。

2. 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（実務対応報告第30号）

本実務対応報告では、現状行われている実務を踏まえ、下記のいずれにおいても信託に残存する自社の株式を自己株式として計上するとともに、信託の財産及び損益も企業の財務諸表に計上する総額法を適用するとしています。

- (1) 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引
- (2) 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

本実務対応報告は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されますが、

適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができます。

3. 企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）

平成 25 年の改正企業結合基準では、主に以下の内容が改正されました。

- （1）当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更
- （2）子会社株式の追加取得等、取得関連費用の取り扱い
- （3）暫定的な会計処理の取扱い

これらの基準は、原則、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されますが、（2）については、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から、（3）については、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用することが認められています。

4. 四半期財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第 12 号）

3（3）暫定的な会計処理の取扱いの改正に準じて、四半期財務諸表に関する会計基準も同様に改正が行われています。

適用時期は 3（3）と同時としなければならないので、3（3）について早期適用を選択する場合は、4 については当第 1 四半期以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用することとなります。

(2014/7/14 号より)